

第5次船橋市地域福祉計画の策定について

経緯

本市では、社会福祉法第107条に基づき、「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマとした第1次船橋市地域福祉計画（平成17年度～平成21年度）を策定いたしました。その後、メインテーマを受け継ぎながら、第2次船橋市地域福祉計画（平成22年度～平成26年度）、第3次船橋市地域福祉計画（平成27年度～令和3年度）、現行計画である第4次船橋市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）と、更なる地域福祉の推進を図っているところです。

本年度より、令和9年度からの新たな計画として第5次船橋市地域福祉計画（以下「第5次計画」という。）を策定すべく、準備を進めております。令和7年4月に「船橋市地域福祉計画庁内検討委員会」（庁内会議）を設置しました。さらに、今後「船橋市地域福祉計画策定委員会」（外部委員による会議）を設置し、協議・検討を進めていく予定です。

国が示している方向性

平成30年4月1日の社会福祉法改正に伴い、地域共生社会（下図参照）の実現に向けて、部局横断的な取り組みを進めていく必要があることから、地域福祉計画が福祉分野における上位計画に位置付けられました。本市の地域福祉計画におきましても、現行計画（第4次計画）より、福祉の分野別計画を内包した総合的な計画（上位計画）として位置付けており、次期計画（第5次計画）も同様の位置付けとする予定です。

【参考】 地域共生社会のイメージ図 （厚生労働省の資料より抜粋）



策定体制

➤庁内体制について

第5次計画の策定に向けて、令和7年4月に「船橋市地域福祉計画庁内検討委員会」（庁内会議）を設置いたしました。地域共生社会の実現に向けて、より部局横断的な取り組みを実現するため、福祉部局をはじめ、病院局、建設部局、教育委員会、農業委員会等、幅広い分野の所属を構成員として組織しています。

➤庁外体制について

現在設置されている「船橋市地域福祉計画推進委員会」との整合性を図りつつ、外部の有識者より構成される「船橋市地域福祉計画策定委員会」を、本年度（令和7年度）より組織する予定です。

スケジュール（予定）

年度	内容
令和7年度	船橋市地域福祉計画庁内検討委員会設置（4月1日）
	策定委員団体推薦依頼、策定委員会公募委員選定
	第1回庁内検討委員会（部長級）・部会（課長級）開催（5月7日）
	委託業者（市民等アンケート・計画策定業務）選定、契約
	推進委員会開催（策定委員会への引継）
	策定委員会設置・開催（年3回程度）
	庁内検討委員会・部会・ワーキンググループ開催（適宜開催）
令和8年度	市民等アンケート作成、実施、分析
	策定委員会開催（年4回程度）
	庁内検討委員会・部会・ワーキンググループ開催（適宜開催）
令和9年度	住民説明会・パブリックコメント
	第5次計画策定・施行（4月）